（法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費）

第百七条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）が法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

一　新商品若しくは新役務の開発若しくは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入

二　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入

三　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備

四　営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止

五　業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化

六　その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における実施計画の記載事項）

第百八条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該資金の交付を受けて実施することを予定している法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の内容

二　前号の措置に要する経費の額

三　第一号の措置の開始及び完了の時期

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第百九条　法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあっては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等）（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの）

第百十条　法第三十四条の十第三項第四号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第五号に規定する株式交換（当該株式交換により株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。）となる者が銀行持株会社等である場合に限る。）、法第三十四条の十第一項第七号に規定する他の銀行持株会社等への株式の交付又は同項第八号に規定する他の銀行持株会社等からの株式の取得である場合において、当該株式